

優良ソーラーシステム認証制度

申請ガイド

平成 28 年 4 月 1 日

一般社団法人ソーラーシステム振興協会

目次

はじめに	1
1. 新規申請について	2
1) 申請者	2
2) 申請区分	2
3) 新規申請に必要な書類	3
4) 申請書の作成	3
① 記入方法	3
② シリーズ認証申請について	4
③ 合体認証の場合	4
5) 申請書の提出方法	4
2. 審査	4
3. 認証	5
4. 認証証紙	5
1) 使用許諾申請	5
2) 証紙の請求及び表示報告	5
5. 更新及び変更の手続き	5
1) 更新	5
2) 変更	5
6. 認証手数料	7

はじめに

優良ソーラーシステム認証制度とは、認証基準に適合した優良な性能を有する太陽熱利用システム（太陽熱を給湯、暖房、冷房、その他の用途に用いる装置及びその構成機器）について、一般社団法人ソーラーシステム振興協会（以下協会という）が認証する制度です。性能・生産上の品質管理等を確保し、消費者の安心・安全を図ると共に、太陽熱利用システムの普及を促進することを目的としています。

住宅用ソーラーシステムと太陽熱温水器に関しては、一般財団法人ベターリビングの「優良住宅部品認定」（以下 BL 認定という）との合体認証の運用も行っております。

申請書類作成に際しては、「優良ソーラーシステム認証制度関係規程」（協会ウェブサイトよりダウンロード可 <http://www.ssda.or.jp/service/index.html>）をご確認ください。

申請用書類（ワード）もダウンロードしてご利用願います。

1. 新規申請について

1) 申請者

太陽熱温水器、構成機器、汎用システムについては、メーカーが申請者となります。個別システムの場合は、設計者・メーカー・施工者・施主等が申請者となることが可能です。

OEM 供給を受ける製品の場合は、ブランド会社が申請します。

また、輸入品の申請は、輸入業者が申請者となります。海外認証を取得している製品であっても、「優良ソーラーシステム認証制度」の審査項目及び判定基準による性能・品質を有していることの証明が必要です。

2) 申請区分

優良ソーラーシステム認証制度の申請は表 1 の区分に分かれています。

システムの申請には構成機器の認証が必須となっており、構成機器の認証がとれていない場合はシステムと同時に構成機器の申請も行ってください。

表 1 申請区分

種類	品目		申請区分	区分記号
ソーラーシステム <small>注1</small>	汎用システム	給湯システム	1	W
		給湯・暖房システム	2	WH
		給湯・暖房・冷房システム	3	WHC
		その他のシステム	4	X
	個別システム <small>注2</small>		5	Z
太陽熱温水器			6	SW
構成機器	太陽集熱器		7	C-C
	太陽蓄熱槽		8	C-S
	集熱ファン		9	C-F

注1 主に家庭用で、構成機器の組合せでセットとなっているシステム。

注2 主に業務用で、構成機器を個別に設計又は選択し、それぞれを組み合わせて設置するシステム。

3) 新規申請に必要な書類

申請には申請用様式と、試験成績書等の添付書類が必要です。様式は、種類・品目により異なりますので、表2でご確認の上、ご準備願います。

申請用様式（ワード）は協会ウェブサイトよりダウンロードできます。

<http://www.ssda.or.jp/service/index.html>

表2 新規申請に必要な様式

品目 様式名	ソーラーシステム		太陽熱温水器	構成機器		
	汎用 システム	個別 システム		太陽集熱器	太陽蓄熱槽	集熱ファン
様式1 優良ソーラーシステム認証申請書	○ 様式1-1 及び1-1-1	○ 様式1-2	○ 様式1-1 及び1-1-2	○ 様式1-1 及び1-1-3	○ 様式1-1 及び1-1-4	○ 様式1-1 及び1-1-5
様式2 ソーラーシステム性能説明書	○	—	—	—	—	—
様式3 供給体制等説明書	○	—	○	○	○	○
様式4 構成機器性能説明書	—	—	○ 様式4-1	○ 様式4-2	○ 様式4-3	○ 様式4-4
様式5 業務経歴書	○	—	○	○	○	○

注3 様式1～5はA4版で作成し、提出は2部（正1部、副1部）、及び電子データとする。

注4 申請書類一式には、申請毎に目次と通しのページ番号を入れること。

4) 申請書の作成

① 記入方法

各申請に必要な様式に、漏れのないように記入し、必要書類を添付してください。

提出書類は、申請システム又は構成機器毎にまとめ、通しの頁番号を記入し、様式2、様式3、様式4、に参照頁を記入してください。

冊子になっているものについては、別紙としてインデックスをつけ、通し番号の必要はございません。

なお、同時に数種類のシステムや構成機器を申請する場合に、すべての申請に共通する資料（カタログ、取扱説明書、工事説明書等）がある場合は、共通資料の別冊として1つにまとめてください。

様式2と様式4の各性能説明書の記入に際しては、「優良ソーラーシステム認証制度関係規程」の「6. ソーラーシステム等に係る要求事項」及び「7. ソーラーシステム等に係る審査項目及び判定基準」をご参考の上、内容及び添付資料名を記入してください。

審査項目に必要な試験は、自社試験又は外部機関((一財)建材試験センター、(一財)日本品質保証機構等)で行い、必ず試験成績書を添付してください。

品質管理や維持管理体制、又は環境配慮に関わる審査項目については、ISO9001、

JISQ9001 又は ISO14001JISQ14001 の登録証と付属書のコピーを添付してください。

② シリーズ認証申請について

同じ構造、同じ作動原理であればシリーズとして申請することが可能です。

たとえば、

構造が同じ 2 m^2 と 1 m^2 の集熱器。構造が同じ 200ℓ と 300ℓ のタンク等。

構造が同じ集熱器の枚数や構造が同じタンクの容量で組合せが違うシステム等。

「様式 1 - 1」の名称及び型式の欄に型式名をすべて記入し、シリーズであることがわかる書類（各型式の作動原理図、構成機器の組合せ表等）を添付してください。

③ 合体認証の場合

すでに BL 認定を受けている住宅用汎用システム又は太陽熱温水器を申請する場合は、BL 認定で審査済みの審査項目の審査を省略することができます（別紙参照）。性能説明書「様式 2」「様式 4」で該当する項目の内容及び添付書類名の欄に“BL 認定済み”と記入の上、BL に提出した試験成績書及び認定書のコピーをご提出ください。

BL 認定を取得していないシステムで合体認証を希望する場合は、BL 認定申請書と協会認証申請書を同時に協会事務局にご提出ください。

その際、性能説明書「様式 2」「様式 4」で該当する項目の内容及び添付書類名の欄に“BL 申請中”と記入してください。

5) 申請書の提出方法

申請書類は、正副 2 部と電子データをご提出いただきます。

まず、申請用書類が整った時点で、一部を協会窓口へご提出願います。

ご提出いただいた申請書類を協会で内容を確認し、ご連絡をいたします。

- 書類に不備がない場合：捺印した正副 2 部と電子データをご提出ください。
- 追加・修正等が必要な場合：追加・修正後に捺印した正副 2 部と電子データをご提出ください。

取扱説明書・工事説明書等は委員会時に個々の委員には配布いたしませんので、1 部のみご提出ください。

2. 審査

認証審査委員会は、学識経験者やサブユーザー等の中立的な第三者で構成され、公平な審査を行います。

申請書類をご提出いただいた時点で、審査委員会の日程を調整します。

申請から審査終了までの期間は、2~3 カ月程度です。

3. 認証

審査委員会時に認証された場合は、1~2週間程度で認証書を発行し、お送りします。審査の結果、追加書類等の提出が必要とみなされた場合は、後日ご提出いただいた書類を審査員の方にご確認いただき、ご承認いただいたうえで認証書を発行いたします。

また、認証された機器は協会のウェブサイトで公表されます。

4. 認証証紙

認証されたシステム及び構成機器には、優良ソーラーシステム認証証紙（有料）を貼付なければなりません。

表示方法や貼付位置については、申請時に図面等をご提出ください。

汎用システムと構成機器では、証紙の使用許諾申請が必要です。

なお、個別システムの蓄熱槽については、シール代は認証手数料に含まれますので、シールは認証書送付時に同封いたします。

1) 使用許諾申請

認証書発行後に様式7により、「優良ソーラーシステム認証証紙の使用許諾申請を行ってください。

2) 証紙の請求及び表示報告

協会より、「優良ソーラーシステム認証証紙の使用許諾書」が発行された後に、様式9-1「優良ソーラーシステム認証証紙頒布請求書兼その他の表示実施報告書」又は様式9-2「合体証紙頒布請求書兼その他の表示実施報告書」にご記入の上、ご請求ください（10枚単位）。

認証証紙は、シール貼付、又は銘板等への直接印刷等で表示することができます。

シールの場合は、ご請求後、ご入金を確認後に協会又はBLよりシールを発送いたします。

その他の表示（印刷等）の場合は、事前に事務局と調整の上、月単位等でご報告及びご入金ください。

5. 更新及び変更の手続き

1) 更新

- 汎用システムと構成機器

認証書の有効期間は認証を行った次の事業年度から起算して5年間です。

有効期間終了前6カ月から1カ月に更新申請が必要になります。

各供給体制の概要（様式1-1-1～1-1-5）は、変更がなければ添付不要です。

- 個別システム

更新の必要はございません。

2) 変更

申請済みのシステム又は構成機器に変更があった場合、審査委員会での審査を受ける必要があります。

様式6「優良ソーラーシステム認証変更申請書」と新規申請時に提出した様式の、変更に該当する項目にご記入の上、試験報告書等の必要書類を添付してご提出ください。

なお、協会が認めた軽微な変更※に関しては、事務処理のみで行いますので、審査の必要はございませんが、必要書類をご提出ください。

※ 軽微な変更とは、「型式名の変更」「社名の変更」等、審査を必要としない変更です。

手数料については、変更内容によって変わるため、協会窓口にお問い合わせ願います。

表 3. 更新申請に必要な書類

品目 様式名	汎用システム	太陽熱温水器	構成機器		
			太陽集熱器	太陽蓄熱槽	集熱ファン
様式 1 優良ソーラーシステム認証申請書	○ 様式 1 - 1				
様式 2 ソーラーシステム性能説明書	—	—	—	—	—
様式 3 供給体制等説明書	△※	△※	—	—	—
様式 4 構成機器性能説明書	—	—	—	—	—
様式 5 業務経歴書	○	○	—	—	—

注. 更新時に変更がある場合は、認証規程第 7 条による届け出をすること。

※変更がある場合のみ提出すること。

6. 認証手数料

認証手数料については、表 4 をご参照ください。

認証審査委員会の日程が決定した時点で協会より請求書をお送りさせていただきますので、指定の口座にお振込み願います。

なお、金額については、改定する場合がございますので協会窓口にご確認ください。

表 4 認証手数料

種類	品目	区分記号	申請手数料			
			正規料金 (非会員及び会員の非 BL 認定品)		会員料金 (BL 認定品)	
			新規認証申請	更新申請		
ソーラーシステム	汎用システム	給湯システム	W	200,000	50,000	変更内容による※
		給湯・暖房システム	WH	200,000	50,000	
		給湯・暖房・冷房システム	WHC	200,000	50,000	
		その他のシステム	X	200,000	50,000	
	個別システム	Z	200,000	—	—	
構成機器	太陽熱温水器	SW	120,000	30,000	正規料金の20%	
	太陽集熱器	C-C	100,000	25,000		
	太陽蓄熱槽	C-S	100,000	25,000		
	集熱ファン	C-F	100,000	25,000		

注. 審査に必要な実物及び工場等の実地検査等の費用は上記手数料とは別に申請者の負担とする。

※変更申請の場合は、変更内容によって手数料が変わるため、協会窓口に問い合わせること。